

亀山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第34号

亀山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の育児休業等に関する規則（平成17年亀山市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情）</p> <p>第2条の2の2 条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。</p> <p>（<u>条例第2条の3第3号ウ</u>の規則で定める場合）</p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の3第3号ウ</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、<u>同号ウに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の</u></p>	<p>[条を加える。]</p> <p>（<u>条例第2条の3第3号イ</u>の規則で定める場合）</p> <p>第2条の3 <u>条例第2条の3第3号イ</u>の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>

請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

- (1) 条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その利用が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里

- (1) 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その利用が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里

親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

[ア～エ 略]

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

㉿

(条例第2条の4第3号の規則で定める場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第3号の「規則で定める場合」について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する

親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

[ア～エ 略]

[号を加える。]

(条例第2条の4第2号の規則で定める場合)

第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の「規則で定める場合」について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により行い、条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する

場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（次に掲げる場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から  
条例第3条の2に規定する期間内に  
育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場  
合に該当する場合であって、当該請  
求をする日が当該請求に係る子の1  
歳到達日（当該請求をする非常勤職  
員が同条第2号に掲げる場合に該当  
してする育児休業又は当該非常勤職  
員の配偶者が同号に掲げる場合若し  
くはこれに相当する場合に該当して  
する育児休業法その他の法律の規定  
による育児休業（以下この号におい  
て「地方等育児休業」という。）の  
期間の末日とされた日が当該請求に  
係る子の1歳到達日後である場合は、  
当該末日とされた日（当該育児休業  
の期間の末日とされた日と当該地方  
等育児休業の期間の末日とされた日  
が異なるときは、そのいずれかの  
日））以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する  
場合であって、当該請求をする日が  
当該請求に係る子の1歳6か月到達

場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。  
[項を削る。]

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

3 条例第3条第5号に基づく再度の育児休業の請求は、育児休業等計画書（様式第2号）により行うものとする。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第4条 前条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

[号を加える。]

[号を加える。]

(3) 条例第2条の4の規定に該当して  
している育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業  
の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る人事異動通知書の交  
付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合に  
は、職員に対して、人事異動通知書を  
交付しなければならない。ただし、次  
の各号に規定する育児休業（第4号に  
ついては、引き続いて承認する育児休  
業に限る。）が当該育児休業に係る子  
の出生の日から条例第3条の2に規定  
する期間内にあるものである場合に  
あっては、人事異動通知書に代わる文書  
の交付その他適当な方法をもって人事  
異動通知書の交付に替えることができ  
る。

[ (1) ~ (3) 略 ]

(4) 育児休業をしている職員について  
当該育児休業の承認を取り消し、引  
き続いて当該育児休業に係る子以外  
の子に係る育児休業を承認する場合  
(育児短時間勤務の承認又は期間の延  
長の請求手続)

第11条 [略]

2 条例第11条第6号に基づく再度の  
育児短時間勤務の請求は、育児短時間  
勤務計画書（様式第2号）により行う

[号を加える。]

[項を加える。]

(育児休業に係る人事異動通知書の交  
付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合に  
は、職員に対して、人事異動通知書を  
交付しなければならない。

[ (1) ~ (3) 略 ]

(4) 育児休業をしている職員について  
当該育児休業の承認を取り消し、引  
き続き当該育児休業に係る子以外の  
子に係る育児休業を承認する場合  
(育児短時間勤務の承認又は期間の延  
長の請求手続)

第11条 [略]

2 条例第11条第6号に基づく再度の  
育児短時間勤務の請求は、育児休業等  
計画書により行うものとする。

ものとする。

[3 略]

[3 略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

様式第2号を次のように改める。

## 育児短時間勤務計画書

(任命権者) 様		提出年月日 年 月 日	
		所属 職名 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
<p>亀山市職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務等の計画について次のとおり提出します。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>			
請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
請求者の育児短時間勤務計画			
請求期間	年 月 日から		年 月 日まで
再度の請求 予定期間	年 月 日から		年 月 日まで
備考			

## 注

- 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。
- 2 請求期間欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した育児短時間勤務の請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、請求に係る子欄の記入は、出生後速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。



附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。